

○無線局免許手続規則別表第二号第 1 等の規定に基づく無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード
(平成16年総務省告示第859号)の一部を改正する告示案 新旧対照表 (傍線部は改正部分)

改 正 案		現 行	
別表第二十三号 無線設備の規格コード		別表第二十三号 無線設備の規格コード	
項目	コード	項目	コード
<u>設備規則第 49 条の 6 の 4 第 1 項に規定する基地局の無線設備（同条第 1 項及び第 3 項に規定する基地局の無線設備並びに同条第 1 項及び第 4 項に規定する基地局の無線設備を除く。）</u>	<u>CD2BS</u>		
設備規則第 49 条の 6 の 4 第 1 項及び第 3 項に規定する基地局の無線設備	CD2FC	設備規則第 49 条の 6 の 4 第 1 項及び第 3 項に規定する基地局の無線設備	CD2FC
設備規則第 49 条の 6 の 4 第 1 項及び第 4 項に規定する基地局の無線設備	CD2FB	設備規則第 49 条の 6 の 4 第 1 項及び第 4 項に規定する基地局の無線設備	CD2FB
<u>設備規則第 49 条の 6 の 5 第 1 項に規定する基地局の無線設備（同条第 1 項及び第 3 項に規定する基地局の無線設備並びに同条第 1 項及び第 4 項に規定する基地局の無線設備を除く。）</u>	<u>CD3BS</u>		
設備規則第 49 条の 6 の 5 第 1 項及び第 3 項に規定する基地局の無線設備	CD3FC	設備規則第 49 条の 6 の 5 第 1 項及び第 3 項に規定する基地局の無線設備	CD3FC
設備規則第 49 条の 6 の 5 第 1 項及び第 4 項に規定する基地局の無線設備	CD3FB	設備規則第 49 条の 6 の 5 第 1 項及び第 4 項に規定する基地局の無線設備	CD3FB
<u>設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項に規定する基地局の無線設備（同条第 1 項及び第 3 項に規定する</u>	<u>SFD1BS</u>		

<u>基地局の無線設備並びに同条第 1 項及び第 4 項に規定する基地局の無線設備を除く。)</u>			
設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項及び第 3 項に規定する基地局の無線設備	SFD1FC	設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項及び第 3 項に規定する基地局の無線設備	SFD1FC
設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項及び第 4 項に規定する基地局の無線設備	SFD1FB	設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項及び第 4 項に規定する基地局の無線設備	SFD1FB
<u>設備規則第 49 条の 28 に規定する基地局の無線設備（同条第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 7 項に規定する基地局の無線設備並びに同条第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 7 項に規定する基地局の無線設備を除く。)</u>	<u>BWA1BS</u>		
設備規則第 49 条の 28 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 7 項に規定する基地局の無線設備	BWA1FC	設備規則第 49 条の 28 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 7 項に規定する基地局の無線設備	BWA1FC
設備規則第 49 条の 28 第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 7 項に規定する基地局の無線設備	BWA1FB	設備規則第 49 条の 28 第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 7 項に規定する基地局の無線設備	BWA1FB
<u>設備規則第 49 条の 29 に規定する基地局の無線設備（同条第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 7 項に規定する基地局の無線設備並びに第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 7 項に規定する基地局の無線設備を除く。)</u>	<u>BWA2BS</u>		
設備規則第 49 条の 29 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 7 項に規定する基地局の無線設備	BWA2FC	設備規則第 49 条の 29 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 7 項に規定する基地局の無線設備	BWA2FC
設備規則第 49 条の 29 第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 7 項に規定する基地局の無線設備	BWA2FB	設備規則第 49 条の 29 第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 7 項に規定する基地局の無線設備	BWA2FB

<u>設備規則第 49 条の 6 に規定する陸上移動中継局の無線設備</u>	<u>CPFBR</u>
<u>設備規則第 49 条の 28 に規定する陸上移動中継局の無線設備</u>	<u>BW1FBR</u>
<u>設備規則第 49 条の 29 に規定する陸上移動中継局の無線設備</u>	<u>BW2FBR</u>
(略)	(略)

(略)	(略)